農業者年金制度が改正
給付率、掛金も大巾引上げ

農業者年金基本法の一部を改正する法律案は、衆、参両議院を通過成立し、五月三十日法律第六〇号をもって公布されましたので、今回の改正内容のあらましを説明します。

◇給付水準の引上げ

経営移譲年金および農業者老齢年金の額が二・二倍に引き上げられました。たとえば保険料納付済期間五年で、経営移譲年金をもらえる人の年金額は月額八千円から一七、六〇〇円に、二十年の場合は一六、〇〇〇円から三五、二〇〇円に引き上げられることとなったわけです。（表参照）

◇保険料の改正

保険料の額は二・二倍に引き上げられ月額七五〇円が一、六五〇円となった。

◇国庫補助率の引上げ

農業者年金に対する国庫助成は保険料拠出時と経営移譲年金給付時に行われます。改正前において拠出時補助としては、納付保険料七五〇円につき二一一円が助成されていましたが、改正後は納付保険料総額の七分の三が補助されることとなった。

◇年金額の自動改正措置（物価スライド制）の導入

年金額は、昭和四十九年度の消費者物価指数を基準にして、一年度または継続する二年度以上の期間に五%を超えて変動した場合にその変動率を基準にして改定されることとなりました。

（参考）

消費者物価指数は、毎年度総理府において作成する年度平均の、全国消費者物価指数です。

◇出稼者等に対する措置

農業者年金の被保険者が、出稼等に行った場合は厚生年金等の被用者年金に加入しなければならず被用者年金に加入すると、農業者年金から脱退することになり、その間は保険料を納付することができないとされています。

その結果、年金の受給資格に結びつかなくなる者の出る可能性がありました。

例えば、毎年六ヶ月間出稼ぎに出る者は四〇年間たたないと農業者年金の受給資格が得られなかったわけです。

改正法では、出稼ぎに出て被用者年金に加入している期間を農業者年金の受給資格期間の算定の基礎となる、保険料納付済期間等として通算されることとなりました。

例えば、毎年六ヶ月間出稼ぎ等に出る者はその出稼期間等と、農業者年金に加入して保険料を納付した期間とを合計して二〇年（期間短縮者にあっては五年から一九年）以上あれば年金の受給資格が得られることとなったわけです。

この場合の年金額の計算は、保険料を納付した期間に応じて計算されます。

◇離農給付金の額の引上げ等

年金給付水準の引き上げに伴い離農給付金の額も二、二倍に引き上げられました。

したがって高齢のため年金に加入できない者が離農した場合、三五万円が七七万円に、また、その他の者の離農の場合には一五万円が三三万円になりました。なお支給対象者の範囲も広げられ、これまでは耕作または養畜の事業に供していた農地等の所有権を、第三者に移転して離農した場合の離農給付金の支給の対象となっていたのが、新たに第三者に対する使用収益権の設定により離農した場合にも支給されることとなりました。

この場合の保険料の額は新保険料すなわち一か月につき一、六五〇円が適用されます。

この他、新法の施行日前、すなわち昭和五〇年一月一日前に農業者年金の被保険者であった者が、出稼等に出ている為、給付を受けるのに必要な最低保険料納付済期間を満たすことが出来なくなり、年金に再加入することができたくなった者も救済されることとなりました。

◇新法施行日　昭和五〇年一月一日から施行されます。

（参考）　**年金給付額の新旧対照表**

保険料納付済期間	経営移譲年金		農業者老齢年金	
	新	旧	新	旧
5年	円 17,600	円 8,000	円 2,200	円 1,000
20年	35,200	16,000	8,800	4,000
25年	44,000	20,000	11,000	5,000
30年	52,800	24,000	13,200	6,000

（注）① 上表は月額です
② 経営移譲年金は、60歳から64歳の間の給付額であり、65歳以降はこの表の10分の1の額となります

（参考）　**一時金の額の新旧対照表**

保険料納付済期間	新	旧
3月以上4年未満	66,000円	30,000円
5年 〃 6年 〃	110,000円	50,000円
10年 〃 11年 〃	275,000円	125,000円
20年 〃 21年 〃	605,000円	275,000円

◇脱退および死亡一時金の額の引き上げ

保険料の額の引き上げに伴い、脱退および死亡一時金の額が二・二倍に引き上げられました。

なお、旧保険料（一月につき七五〇円）と新保険料（一月につき一、六五〇円）を納付した者が、脱退または死亡した場合の一時金の額は、新旧別保険料納付年数を考慮して定められることとなっております。

◇時効完成者の救済措置

保険料を徴収する権利が、時効によって消滅している期間を有する、一定の者の年金受給資格を確保するため、この期間の保険料の納付が出来ることとなりました。

すなわち、大正五年一月二日から大正七年一月一日までの間に生れた農業者年金被保険者の時効になっている期間の保険料が納付できるようになりました。ただし、

大明団地（鳥原）
分譲二次募集

新潟県住宅供給公社では、当町鳥原地内に五月中旬第一回の分譲住宅の募集をいたしましたが、このたび、第二回の募集を次の要領でおこないます。

◎募集期間

十月二十一日～十一月五日まで

※先着順で決定（土曜日の午後日曜・祭日は受付しません）

◎五十年十一月住宅引渡し予定のもの十三戸

五十一年四月引渡し予定のもの十戸

◎敷地面積

六〇坪～七〇坪

◎建物面積

十六坪～二八坪

◎お問合せ

○県住宅供給公社

☎〇二五二―66〇一八四番

○役場　☎七―三一〇一番へ

◎申込及び受付場所

新潟市白山浦一（白山ビル八階）

県住宅供給公社分譲課

新潟市内の交通規制が大巾改正
バス優先、専用レーンを設置
―マイカー運転者は要注意―

さきに交通規制図を全家庭に配布し、周知いたしましたが、新潟市の都市総合交通規制が十月一日から実施されます（一部は十二月一日から）

県内の自動車は、十年前の六倍に当たる五六万台にもなり、これらの車が新潟市に殺到しております。この結果、交通渋滞が激化して勤通時間帯には、バスが満足に走れなかったり、車の排気ガスや騒音で、市民の健康が害されようになり、この障害をなくするため当面の対策として交通規制を実施し、より良い交通環境を確保しようとするものです。

◎バスの円滑な運行確保

通勤車の足を確保するため

△バス優先レーン（新潟駅～県庁間）

△バス専用レーン（青山～県庁間）

△バス以外の自動車通行止め（山ノ下～流作場……区間内の末広通りと東港線の一部はバス専用レーン…）を設定します。

設定の方法は、毎日（日曜・休日を除く）午前七時三十分～同九時までの間、市の中心部へ向かう片側のみです（新潟駅～県庁間は両側）

◎実施の期日　十月一日

新潟駅～県庁間と青山～県庁間のバスレーンは、道路改良をまって、おおむね十二月一日から実施の予定

◎注意点

○バス優先レーン…　一般の自動車も通行できますが、後方から接近するバス（自家用バスを含む）の妨げとなるような場合通行してはなりません。

○バス専用レーン…　バスのほか緊急車、自家用バス、原付車、自転車類は通行できます。一般の車両が左折するため専用レーンに入るときは、通常のルールに従い、注意して左折して下さい。

○バス以外の自動車通行止…　バス専用レーンを通行できる車のほか（タクシー（空車を除く）大型車、救急患者輸送中の車は通行できます。

○駐車時間制限……道路標識に書いてある時間をこえて駐車できません。この区間については、逐次、パーキングメーターが設置されます。

○路側帯：①自動車は、歩行者、自転車用路側帯（白の実線二本又は実線一本と破線一本）の中に駐停車できません。

②自動車は駐停車できる路側帯（白の実線一本）に入って駐停車する場合、車の左側に七五cm以上の余地を残さなければなりません。

任期満了で柄沢助役勇退

八月三十一日、任期満了により柄沢助役が退職され、二十七年間の役場生活に終止符をうたれた。

氏は昭和二十二年役場職員として奉職以来、昭和三十年には税務課長に、三十七年には総務課長を歴任、四十五年には助役に就任、この間、新潟県町村会より自治功労者として表彰を受け、常に町行政の発展に尽力された。助役四年間、清水町政、森町政のよき補佐役として、行財政、住民の福祉に力を傾注してこられた。

気軽にお出下さい
心配ごと相談所

毎週土曜日午後一時から三時まで役場で心配ごと相談所が開かれていることをご存知ですか。この相談所は黒埼町社会福祉協議会で始めたもので、日頃お困りになっていることを、ただ相談を受けるだけでなく、一緒になって問題の解決にあたるところが特徴です。相談の内容によっては担当民生委員が関係先を訪ねて解決にあたることもあります。

相談は極秘で無料です。相談の種類は生計、家族、職業、医療、結婚、離婚、住宅、財産、精神、身障、児童、母子、教育、人権、老人、苦情、出稼、事故、法律その他さまざまです。

ここ数ケ月の相談件数は十四件でその内九件は相談所内で解決し三件は他の機関に紹介し、二件は継続中です。ご遠慮なくお出下さるようお待ちしております。

なお疑問の点は役場厚生課にご連絡ください。電話七―二一〇一

「赤い羽根」運動
あなたもご協力を

ことしも十月一日から三十一日まで、全国いっせいに赤い羽根共同募金運動が行われております。

町の共同募金はみなさんのご理解ご支援により去年は目標額五十万五千二百円に対し六十九万六千二百四十六円の大きな成果をおさめ社会福祉の向上に貢献することができました。

しかし、まだまだ身体の障害や生活苦に悩んでおられる気の毒な人達や、放置されている子ども達が少くありません。みんなが心から楽しい生活のできる日までこの運動を続けなければなりません。どうぞ本年もみなさん方のあたたかい善意を共同募金運動にお寄せください。

自動車の交通実態調査に協力を！

この調査は全国の車の動きについて　運行目的、出発地等土地利用等を調査することによって、全国の自動車の交通実態を明らかにすることで、道路網計画、交通計画、都市計画を立案し、道路交通諸問題を解決するための基礎資料を得ようとするものであり、大変重要な意義をもっております。

調査対象車となるのは、黒埼町に使用者の住所のある自動車から一定の割合で無作為に抽出された車（軽自動車一五三台、普通自動車一三七〇台）について、四九年十月の平日と日曜日のそれぞれ一日について調査を行います。

調査対象となった車を所有されている方へ調査員がうかがいますので、ご協力をよろしくお願いします。

老人憩の家に
時計を寄贈

黒埼荘管理人の鷲尾豊治さん（緒立）と岡村アサノさん（黒鳥三一）は緒立温泉利用の老人達の便をはかるため、温泉浴場控室に時計を寄贈されました。帰りの時間を気にしていた老人達もこれで安心して温泉にひたることが出来ると大喜び。

不必要な刃物は持たない、持たせない、売らないようにしましょう!!

（黒埼派出所）